

# 公益財団法人ほくと育英会奨学金給与規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人ほくと育英会（以下「本会」という。）の定款第4条の規定に基づく奨学金の給与についての事項を定め、その業務の適正かつ確実な運営を図ることを目的とする。

### (奨学生の資格)

第 2 条 本会の奨学金を受け得る者は、次の資格を有する者とする。

- (1) 京都北都信用金庫の事業地区のうち、京都府北部地区（宮津市、京都市（旧京北町に限る）、福知山市、舞鶴市、綾部市、亀岡市、京丹後市、南丹市、船井郡及び与謝郡）に所在する高等学校の卒業生で学校教育法に定める大学に在学する学生であって、経済的理由により修学困難な者であること。
- (2) 研究意欲の旺盛にして、学業優秀である者。
- (3) 在学する学校長の推薦のある者。

### (奨学金の額)

第 3 条 奨学金の額は、月額 15,000 円とする。

2 就労に関する確認書類を提出し、第2条第1号の京都府北部地区に就労すると認められる奨学生には、第3条第1項の奨学金とは別に、次の各号により特別奨学金を給与する。

- (1) 特別奨学金の額は、第3条第1項の奨学金の額の6か月相当額とする。
- (2) 給与期間は、第4条第1項の卒業年度とする。
- (3) 交付方法は、原則として一括で直接本人に交付する。

### (給与期間)

第 4 条 奨学金の給与期間は、在学する学校の正規の最短修学期間とする。

2 就学の中途より給与するときは、残りの修学期間とする。

## 第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付

### (願書の提出)

第 5 条 奨学生志望者は、本会あての奨学生願書に次の書類を添え、在学学校長を経て提出しなければならない。

- (1) 在学学校長の推薦状
- (2) 履歴書
- (3) 在学証明書
- (4) 学業成績証明書

ただし、初年度学生については、第4号の書類は、卒業した高等学校の学

業成績証明書をもって代えることができる。)

(奨学生の採用決定)

第 6 条 奨学生の採用は、各事業年度の採用計画に基づき、書類選考及び面接を経て奨学生選考委員会において決定し、その結果を学校長及び本人に通知する。

2 奨学生選考委員会については、理事全員及び評議員全員で構成し、面接委員長から応募者毎の選考結果の説明を受けた後、慎重な協議により採用奨学生を決定する。

(誓約書の提出)

第 7 条 前条の通知を受けた本人は、別に定める誓約書を提出しなければならない。

(交付方法)

第 8 条 奨学金は、原則として6か月分をあわせて直接本人に交付する。ただし、特別の事情のあるときは、数か月分をあわせて交付することができる。

(奨学金受領書の提出)

第 9 条 奨学金の交付を受けた学生は、そのつど奨学金受領書を提出しなければならない。

(奨学金の休止及び停止)

第 10 条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、学校長の意見を徴して奨学生の給与を休止する。

2 奨学生の学業又は性行等の状況により必要があると認めるときは、奨学金の給与を停止する。

(奨学金の復活)

第 11 条 前条の規定により、奨学金の給与を休止又は停止された者が、その事由がやんで、在学学校長を経て願い出たときは、(その事由が傷病の場合は医師の診断書添付)奨学金の給与を復活する。ただし、休止又は停止されたときから2年を経過したときはこの限りでない。

(奨学金の廃止)

第 12 条 奨学生が次のいずれかに該当すると認められるときは、奨学金の給与を廃止することができる。

- (1) 傷病のため成業の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 奨学金の使途が適当でないとき。
- (5) 休学が適当でないとき。
- (6) 退学したとき。
- (7) 第 15 条に定める届出義務を怠ったとき。

- (8) 在学学校で処分を受けたとき。
- (9) その他第2条第1項に定める奨学生としての資格を失ったとき。

(奨学金の減額又は辞退)

第13条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て、奨学金の減額又は辞退を申し出ることができる。

### 第3章 奨学生の義務

(学業成績等の提出)

第14条 奨学生は、毎学年度末に学業成績証明書を提出しなければならない。

(届出義務)

第15条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本会に直ちに届出なければならない。

- (1) 傷病その他の事故により1か月以上欠席したとき。
- (2) 休学、復学、退学したとき。
- (3) 本人の住所、その他重要な事項に変更のあったとき。

(返 済)

第16条 奨学金については、返済の義務を課さない。

ただし、給与を受けた者から返済の申出があったときは、それを受領することができる。

2 第12条各号のいずれかに該当する場合において、奨学生の資格に著しく欠けると認められるときは、既に給与した奨学金の返済を求めることがある。

(実施細目)

第17条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が決定する。

(附 則)

第18条 この規程は、公益財団法人ほくと育英会の設立の登記の日から施行する。

令和8年4月1日 改正